

苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略策定支援委託業務仕様書

1 業務名

苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略策定支援委託業務

2 契約期間

契約締結日から平成28年1月29日（金）まで

3 業務の目的

本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、苫小牧市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を、平成27年度に策定する予定である。

策定にあたっては、結婚・出産・子育て、経済・雇用に係る現状や希望の把握、分析等を通じて、人口減少に関する各種課題の要因を明確化した上で、課題を解決するための施策の方向性を検討するとともに、長期的な将来人口推計を行いながら、将来の展望や基本目標を示していくことが重要である。

そこで、本業務は、既存の文献、白書、統計データの分析を行うとともに、アンケート調査等により、本市の人口推移の特性と課題を明確にし、住民ニーズを踏まえた将来人口推計や将来の展望、並びにそれを実現するための基本目標の設定など、本市の人口ビジョン及び総合戦略の策定を総合的に支援することを目的とする。

4 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により、指名停止されていないこと。

※ 参加資格については、単独企業、共同企業体（JV）どちらでも参加可能であるが、共同企業体（JV）で参加する場合、(1)、(2)の参加資格要件は、全ての構成員が満たしていること。また、共同企業体（JV）の結成に係る協定を締結していること。

5 業務の内容

(1) 市民アンケート調査の実施、分析及び調査報告書の作成
(平成27年5月～7月に実施)

① 20歳～39歳までの男女（1,000名）

結婚、妊娠、出産、子育て等に関する意識調査を行い、結婚や出産などに関する希望や、未婚者の結婚や出産への阻害要因などを把握することで、子どもを生き育てやすい環境づくりに取り組むための方向性を示すことを目的とする。また、将来において希望する子どもの数を把握することで、将来の人口推計や基本目標の設定に関する参考とする。

ア 調査票の設問設定（市と協議して決定）

イ 調査票の作成・印刷、返信用封筒等印刷

ウ 調査票及び返信用封筒の封入封緘、宛名ラベルの貼付

エ 調査票の発送・回収、結果の集計、分析による一定の結論付け

オ 調査結果報告書の作成及び電子データでの提出

② 本市からの転出者（300名）

本市から転出した方に対し、その理由などについて調査し、その動向を把握することで、転出抑制策や、定住するための暮らしやすいまちづくりに必要な取組みなどに繋げることを目的とする。調査方法は、上記①と同様の手法で実施する。

③ その他、人口ビジョン、総合戦略策定に必要な調査

例) 市内の高校生等

市内の各高校等にアンケート調査を依頼し、卒業後の本市への定住意向や、就職に関する希望等を把握する。

ア 調査票の作成・設問設定

イ 調査結果の集計及び分析

(2) 地域経済分析システムによる分析支援

人口動態や地域経済ビッグデータなどを活用し、人口減少の要因や課題等の洗い出しを目的とした分析の支援を行う。

① 人口減少の要因（社会減、自然減）と、地域経済状況の関連性

② 婚姻率、出生率、結婚・出産・子育て環境と地域経済状況の関連性

※ 国よりリリースされるシステム内容に合わせて、どのような活用ができるかの助言を行う。人口ビジョン、総合戦略の策定に反映されない場合でも、事業効果の検証・評価・改善に向けての活用方法を助言を行う。

- (3) 外部有識者会議の運営支援（平成27年6月～平成28年3月に実施）
産学官金労言の各団体及び市民など20名程度で構成し、複数回の開催を想定している。本会議では、上記(1)及び(2)での調査結果等を踏まえ、人口ビジョン及び総合戦略の策定における意見聴取、内容の審議などを主な目的とする。

- ア 会議運営方法の提案
- イ 参考資料提供などの会議資料の作成支援
- ウ 必要に応じて会議への参加

- (4) 人口ビジョン策定支援（平成27年12月までに策定予定）
下記①、②で構成する人口ビジョンの策定に係る総合的な支援を行う。
（人口の現状分析は、国のワークシートにより、本市にて実施する。）

- ① 人口の将来推計及び将来展望
 - ア 人口動態や経済指標等を活用した人口動向分析
 - イ 2060年までを基本とした将来人口推計と分析
 - ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察
 - エ 将来展望に必要な調査、分析
 - オ 目指すべき将来の方向性、基本的な施策の方向性
 - カ 人口の将来展望

※ 策定に当たり、重視する視点

- ア 本市における人口減少の要因や経済状況と人口減少の関連性が分析されていること。
- イ 本市の長所や短所、強みや弱みなどを踏まえた、進むべき将来の方向性が示されていること。
- ウ 目指すべき人口の将来推計手法（自然増減、社会増減の推計）がわかりやすく示されていること。

- (5) 総合戦略策定支援（平成27年12月までに策定予定）

人口ビジョンで示す将来の方向性を具現化していくため、平成27年度から平成31年度における具体の取組み等を取りまとめた総合戦略の策定において、以下の4点を踏まえた総合的な支援を行う。

- ① 基本目標の設定

- ② 講ずべき施策に関する基本的方向の明示
- ③ 具体的な施策及び重要業績評価指標（K P I）の設定
- ④ 事業効果を検証・評価・改善するための仕組みづくりの構築

※ 策定に当たり、重視する視点

- ア わかりやすく、適正な基本目標、K P I が設定されていること。
- イ 事業効果の検証・評価・改善の仕組みづくりが構築されていること。
- ウ 本市の特徴を踏まえた独自性のある施策や方向性に基づく戦略の構成となっていること。

(6) 総合戦略報告書の作成

上記(1)～(5)の結果を、人口ビジョン及び総合戦略の策定において参考となるよう報告書にとりまとめる。報告書は、グラフ等データやイラスト、写真を盛り込み、わかりやすいものとなるように工夫する。

(7) 電子データ

上記(6)の報告書や添付図表等の電子データをUSBメモリー等の電子記憶媒体に記録して納品するものとする

6 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案内容を基本とするが、市と受託者が協議し決定する。
- (2) 各種調査検討に当たっては、国、北海道の長期（人口）ビジョン及び総合戦略を勘案するとともに、推進組織の審議内容を反映する必要があるため、市が示す事項を用いて進めること。

7 その他

- (1) 成果品に関して生ずる著作権及びコンテンツの2次使用の権利等は本市に帰属させるものとする。
- (2) 業務の実施に際し、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において、必要な権利処理を行うものとする。